

米中の覇権争いと非同盟運動の役割

2022年2月5日 小松崎榮

I 世界の覇権をめぐる米中対決—中心地はインド太平洋地域

1. 資本主義的世界市場での相互依存を深めつつ、世界の覇権を争う米中

今、米国と中国は、経済、軍事、人権など広範囲の分野にわたりせめぎ合いをしています。また、互いに経済や軍事力を強化しつつ、同盟関係の再構築と拡大、発展途上国やASEANの取り込みを策すなど勢力圏の拡大に奔走しています。

そして、『冷戦』に例えられる米中対立、“選挙による『民主主義』と共産党一党支配の『専制主義』の優位性を争う対立”との論調が見られようになっています。2021年12月9日から10日には、米国は「専制主義からの防衛」「人権尊重の促進」などを掲げて『民主主義サミット』を開催しました。それに対して中国は『中国の民主』という報告書を発表し、各国にはそれぞれに適した民主があるとし、中国が独自に発展させた『中国式民主』は、『西側方式の民主主義』に勝り、人類共同の価値を体現するとの見解を明らかにするなど、中国の現在の体制の優位性や国内外での行動の正当性を積極的に打ち出すようになっています。

その中国はマルクス・レーニン主義の堅持を強調し、「特色ある社会主義」とか「近代的社会主義強国」を目指していますが、中国の実体は、人権の問題にしても民族自決権にしても、マルクスやレーニンがめざしたものとは真逆です。

これ等を考える時、米中の現在の関係はあれこれの軋轢や対立ではなく、また、資本主義か社会主義・共産主義かの体制選択でもなく、資本主義的世界市場で相互の依存を深めつつ、軍事・経済で大国化した中国と20世紀に覇権を確立した米国との21世紀の世界の支配・覇権をめぐる対決だと考えています。

2. 憂慮される軍事対決

憂慮されるのは、世界の歴史を見る時、新興国が発展してそれまでの覇権国の座に挑戦する時は、経済戦争だけでなく、直接・間接に武力を伴う戦争がつきまとうことです。

これについては、中国の習主席が目指す「台湾統一」とのからみで、2024年後の遅くない時期の「台湾有事」が語られています。そして、2020年8月26日、トランプ政権のエスパー国防長官は「中国との大国間競争の中心地は『インド太平洋地域』だ」と発言し、アジア・太平洋地域が米

中対決の中心になることを明言しました。

また、これに呼応するように安倍元首相は、12月1日の講演で、2049年までに、中国の経済も軍事力も今の9倍になり、世界の歴史にとって最も危機に満ちた時代になると述べました。そして、「台湾有事」は「日本の有事、日米同盟の有事」であり、「安保法制」の重要影響事態（日本が参戦する集団的自衛権の発動）の問題に間違いなくなると発言しています。続いて岸田首相は「敵基地攻撃」を含めた安全保障の検討を明言しています。

更に、11月17日、米議会の諮問機関「米中経済安全保障調査委員会」の報告書において、「台湾有事」で米軍が介入の動きを見せた場合、米空母とグアム、沖縄の米軍基地が核兵器による先制攻撃の標的になることを指摘していることが判明しました。

3. 世界も非同盟運動も正念場

日本世論調査会が2021年8月から9月に行った世論調査では、中国に親しみを感じないが91%で、主な理由としては中国の海洋進出と香港や新疆ウイグル自治区での人権問題をあげています。そして、米中の対立が不安は87%にのぼっています。

このような緊迫した情勢に直面した今、平和共存や人権擁護を神髄とする国連憲章とバンドン宣言を道標にしている非同盟運動への期待が高まっています。同時に、非同盟諸国首脳会議の参加国の中にも権威主義が広がっていること、また、冷戦の時のように大国へのブロック化も心配される状況です。

まさに、世界も非同盟運動も正念場だと思います。以下、その現状を見ながら非同盟運動の役割と私達の運動について考えてみたいと思います。

まず、覇権争いの視点から、中国とアメリカの現状を考察します。

II 中国—建国百年までにアメリカを凌駕する

1. 2012年までの歴史—西側の中国への期待の時代

(1) 米中「蜜月」と米国の思惑と期待による『関与政策』

米ソ冷戦時代、軍産複合体のもと覇権主義・大国主義国家である米国は、ソ連との対決を有利にすることや中国の安い労働力を利用したいとの思惑、経済改革が進めば民主化が進むとの期待から、中国との関係を改善し支援をしてきました。これを「関与政策」と言います。

しかし、その期待は1989年の天安門事件でしぼみました。それでも米国は、ソ連が崩壊して唯一の超大国になったと過信や、1989年の中国のGDPは米国の7%であったことから許容の範囲であると余裕を見せていました。

その中国は、2021年11月に出した「歴史決議」で、天安門事件を「重大な政治風波（騒動）」とし、党と政府は人民に依拠し、旗幟を鮮明にして動乱に反対し、社会主義の国家政権と人民の根本利益を守ったとしています。

(2) 21世紀初頭＝テロ戦争に没入する米国、飛躍的経済発展と自信を深める中国

2001年の「9・11」を契機に、米国は対テロ戦争に突入しました。1999年の中国のGDPは米国の12%でしたが、米国が対テロ戦争にのめり込んでいる間に、中国は鄧小平の「先富論」や「白猫でも黒猫でも論」のもと資本主義的手法を取り入れ、海外からの投資を呼び込み世界の工場となり輸出の増加等で経済を飛躍的に発展させました。その結果、中国の2009年のGDPは米国の40%になりました。また、その事と併せて、2008年の北京五輪の成功、リーマンショックの対応等で自信を深めました。

2. 12年に習近平体制が発足—経済力・軍事力強化と米中の覇権争いが

(1) 「習近平思想」で「中華民族の偉大な復興」「社会主義強国建設」をと

2012年11月に習近平氏が、中国共産党の総書記、中国の国家主席に就任しました。彼は「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」（「習近平思想」）を掲げ、「中華民族の偉大な復興」「近代的社会主義強国の建設」をめざし、自分への権力の集中と国民に対する管理統制を進め、経済と共に軍事力を強化しています。

(2) 習氏への権力集中と、国民に対する管理統制、自由と人権抑圧が強化される

習主席は就任早々に、「虎もハエも叩く」と汚職・腐敗追放を強調し、政敵と目された人物を追い落としてきました。そして、

①2016年に習主席は「党中央の核心」と位置付けられ、

②2018年には憲法に「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」が盛り込まれ、

③2期10年と定められた国家主席の任期が撤廃されて3期目も可能になりました。

また、21年8月26日中国教育省は、小学校から大学院博士課程にいたるまで「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」を教えるガイドラインを発表しました。

このように習氏への権力の集中と共に、国民への管理統制、自由と人権への抑圧が一段と強化されました。また、香港「国安法」の制定による自由と民主主義の抑圧や弾圧が一段と強化され、香港の事実上の中国本土化が進みまし

た。更に、新疆ウイグル自治区の「ジェノサイド」とも言われる民族と人権の抑圧や弾圧等が国際世論の大きな批判的になっています。

(3) 建国100年（2049年）には米国を凌駕し、経済・軍事で世界の強国に

この間、経済力は高まり2020年にはGDPは米国の70%になったとしています。また、軍事力では、軍事と国防の近代化や海洋強国建設等を掲げ、核兵器や中距離弾道ミサイル、国産空母や新型兵器の開発が急ピッチで行われています。また、2020年の国防費は前年比6.6%増の日本円で19兆円になりました。

更に、習近平主席は、

①2022年の共産党大会で3期目を実現し、「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」を貫き、

②2035年までに『社会主義現代化』を本格的に実現し、

③建国100年の2049年には『社会主義現代化強国』を建設するとしています。

*2028年には、経済(GDP)で中国が米国を追い抜き世界最大の経済大国になるという見方（英国の民間調査機関「経済ビジネス研究センター」）も出ています。

(4) 3つの重要発表—習総書記の演説、「歴史決議」、「共同富裕論」

その1—党創立100年式典での習総書記の演説＝「習近平思想」と中国流ルールで「強国建設」を

21年7月1日習主席は中国共産党創立100周年において次のように演説しました。

①アヘン戦争で半植民地・半封建社会になったが、中国共産党は帝国主義、封建主義、官僚資本主義を覆し人民が主人公となる中華人民共和国を樹立させた。

②中国共産党の奮闘で、第一の100年目標である「小康社会」を全面的に完成し、絶対的貧困を克服した。

③第二の100年の目標である「近代的社会主義強国建設」の全面完成に向けて邁進している。

④中国共産党の確固とした指導性、マルクス主義の中国化、国防と軍隊の近代化、国民の団結、党建設を推進する。

⑤マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論を堅持し、「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」を貫く。

⑥台湾・マカオへの中国政府の全面的管轄権を徹底させ、安定と繁栄をはかること。台湾問題を解決し祖国の完全な統一を実現する。

⑦中華民族には5千年の歴史で形成された輝かしい文明や中国共産党100年の執政と国家振興の経験がある。有益

な提案と善意の批判は歓迎するが、「師匠面」をした居丈高いお説教は断じて受け入れない。

つまり、南シナ海や人権問題等について現在の国際的なルールや批判等を顧みず、「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」を貫き、経済、軍事等の総合国力で世界の先頭に立つこと目指すとしています。

その2—鄧小平の「先富論」に対する「共同富裕論」

21年8月17日鄧小平の「先富論」に対し「共同富裕論」を提唱しました。

その主な内容は、①格差を是正する、②中間所得層を増やし消費を拡大させる、③高齢化に伴い社会保障を充実させる、④富の再分配を行う、というものです。その背景には、貧富の格差を示すジニ係数が、社会不安が起きると言われる0.4を超え、2019年には0.465になったことが挙げられます(2017年の日本は0.372)。提唱後、大企業からの大型の寄付や、学習塾・アリババ・恒大・カジノ王の事件が起きています。

その3—「歴史決議」で「天安門事件」の弾圧、海洋進出、香港・新疆ウイグル問題を賛美

21年11月16日第19期中央委員会第6回全体会議(「6中全会」)で、「党の100年奮闘の重大成果と歴史的経験に関する決議」と題する中国共産党の歴史上三度目になる「歴史決議」を採択しました。ここに、現在の習近平体制の歴史的な出来事への評価と習氏の功績と位置づけが明確に出ています。

そこでは、毛沢東時代の大躍進運動と文革は「誤り」との評価は踏襲していますが、天安門事件については「重大な政治風波(騒動)」とし、「党と政府は旗幟を鮮明にして、社会主義国家と人民の利益を根本に守った」としています。

その上で、2012年からの習主席の時代を、反腐敗運動や脱貧困など長年できなかった難題を解決し、ウイグルやチベット等に対する(外国からの)干渉と闘い、海洋強国建設を加速し国家の安全を維持し、香港問題では国安法を制定し秩序を回復した等と高く評価し賛美しています。また、祖国の完全統一実現は、中華民族の偉大な復興の必然的要求だとしています。

そして、習氏の現在の歴史的な位置づけを次のように示しています。

② 習近平同志の党中央と全党の核心としての地位

② 習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想の指導的地位

(5) 中国には「中国の民主」があると自賛し、欧米流の民主主義を批判

その1—相次いで民主主義問題の報告書を出す

21年12月4日中国は「中国的民主」という報告書を出しました。続いて、12月5日中国外務省は「米国の民主状況」と題する報告書を発表しました。また、6日にはシンクタンクが「10の問題米国の民主主義」と題したレポートを公表しました。

いずれも、米国の金権政治や米国社会の人種差別と分断状況等をあげると共に、「中国が独自に発展させた人民民主は人類共同の価値を体現」などと、「西側民主主義」に対する「中国式民主主義」の優位性を強調しています。更に、6日には、中国政府で香港を統治する夏宝竜主任が「香港は過去に西側方式の民主主義を追求したために、社会の分断を招き、秩序を失った」と発言しました。

その2—米国の『民主主義サミット』を酷評

21年12月11日米国が呼びかけた「民主主義サミット」に対し、中国外務省は「米国の基準で世界を『民主』と『非民主』の二つの陣営に別け、分裂と対抗を公然と引き起こすものだ」と批判しました。

(6) これから危惧される中国の問題

しかし、その中国の将来について幾つもの問題が指摘されています。

① 経済成長が減速する。上述のようにGDPは一度アメリカを追い抜く可能性がありますが、2030年以降再度抜き返され、2030年のGDPは3%程度に落ちる可能性があります。

その要因は、生産年齢人口減少、不動産投資等の従来の成長モデルの限界、それと関連する賃金コスト増で工場が他の新興国に流出すること、また、米中対立と「一帯一路」がそれを後押しするなどです。その為中国は、少子化対策、内需主導、高付加価値、サービス産業の育成など構造転換をはかっています。

② 貧富の格差の拡大で不満が高まり、寝そべり族など若者のやる気の喪失が問題になっています。

③ 高齢化で年金の財源が問題になります。

④ 「一帯一路」に対して現地で批判が出ており、欧米諸国でも対抗策をこうじています。

⑤ 権力集中と上意下達による硬直した過剰反応が起き、現場で混乱が生じています。

⑥ 自由と民主主義、人権等を経済成長と権力で抑え込んでいますが、経済成長の鈍化によりタガが外れた時の反発が予想されています。

III 米国—自国の軍事・経済力強化と同盟網の拡大で覇権を守る

前に述べたように米ソ冷戦時代から、米国は、『関与政策』をとり、中国との関係を改善し支援をしてきました。しかし、2010年代になると、米国内、特に米国議会では党派を超えて、中国の強権政治と人権抑圧、国家主義的な産業政策、軍事力の強化等への懸念と批判が強まり、トランプ政権では『関与政策』を転換しました。そして、今、バイデン政権は自国の経済と軍事力の強化と併せて、同盟国等を結集しパートナー網を拡大し、中国の挑戦に対抗して世界の覇権を守ろうとしています。

1. オバマ、トランプ政権の時代—『関与政策』からの転換とアジアに軸足

オバマ大統領は2011年11月に、アメリカの外交・安全保障に関してインド太平洋に戦略的重視を移す政策（「リバランス」）を発表しました。その内容は、①同盟の強化、②パートナーシップの強化、③東南アジア諸国連合等の地域機構への関与、④中国との関係の構築、⑤TPPの推進です。中東への軍事的介入の行き詰まりや「アジアの時代」を見越してのことですが、米国内ではこれまで述べたような国内世論の変化が背景にあります。

一方、トランプ大統領は、アメリカファーストで経済的なディール政策を行い、中国と貿易のアンバランスの問題や貿易関税でのせめぎ合いを展開しました。その反面、人権や国際関係（同盟関係にも）にはあまり関心がなく、思い付きが多く戦略に一貫性がありませんでした。

しかし、政権内だけでなく議会内においても、人権や南シナ海問題をはじめ、経済力の発展を背景にした中国の覇権主義・大国主義に対する懸念と非難が一層高まりました。2020年7月23日、ポンペオ国務長官は敵対姿勢をむき出しにして「関与政策」を見直すとの見解を明らかにしました。これに対して、オバマ政権時代の国務次官補（東アジア・太平洋担当）は、「旧ソビエト時代の冷戦時代にもない緊張関係」（要旨）との見解を示しました。続いて8月26日、エスパー国防長官は、インド太平洋政策に関して、同盟国とパートナー国網で台頭する中国に対抗する必要性を強調しました。

2. バイデン大統領—同盟関係強化とパートナー国網を拡大し中国へ対抗

バイデン大統領は中国に対しては融和的と思われていましたが、就任早々の2021年3月、「（中国との闘いは）21世紀における民主主義の有用性と専制主義の闘い」と発言しました。そして、米軍自身の態勢強化、同盟関係強化と

方向性を共有するパートナー国網の拡大、中距離核ミサイルや各種兵器の新技術開発、潜水艦や戦略爆撃機、統合防空ミサイル防衛などを強化し、世界の覇権国である米国の立場を守ろうとしています。

その対抗意識は、インフラ（橋や道路など）整備まで中国を念頭に置いて進めるなど驚くべきものです。

21年6月10日米英が「新大西洋憲章」について合意しました。そこでは、民主主義と開かれた社会の原則と制度を守ることを強調し、権威主義と位置付ける中国への対抗を鮮明にしています。

*「新大西洋憲章」のネーミングは、1941年に米英の首脳が大西洋上で第二次世界大戦と戦後の世界秩序について話し合い宣言を出したことにちなんだもの。

(1) 経済、軍事、コロナからインフラ整備など多面的・重層的な同盟（網）を目指す

その1—中国の軍事的に包囲をめざす「AUKUS」

21年9月15日、アメリカ、イギリス、オーストラリアは、中国を軍事的に包囲することになる新たな安全保障の協力の枠組み・「AUKUS」で合意しました。そして、フランスの頭越しに原子力潜水艦をオーストラリアに建造配備することを決めました。

その2—多面的な協力の枠組み「クワッド」

21年9月24日安保、経済、コロナ、インフラ整備など全面的なインド太平洋政策の基盤となる「クワッド」（日本、アメリカ、オーストラリア、インド）を開催しました。

これは、法の支配、航行の自由、紛争の平和的解決、民主的価値観など「自由で開かれたインド太平洋」の安全と繁栄の強化を謳い文句にし、「オーカス」と共に重層的に中国を包囲する意図が明らかです。

その3—新たな経済連携構想

21年11月18日TPPやRCEPがすでにあるのに、米国が主導してアジアに新たな経済連携構想の議論を始めると発表しました。そして、来年から関係国と話し合いをすると表明しました。その内容は、貿易協力だけでなく、不公正な経済慣行の排除、サプライチェーンの構築、中国の経済圏構想「一帯一路」に対抗する質の高いインフラ整備、デジタル経済技術、クリーンエネルギーの拡大等、「クワッド」を拡大したような形を構想していると考えられます。

そして、21年11月29日、米政府は、米軍の世界的な体制見直しが完了したと発表しました。その重点は、インド太平洋地域を重視、グアム、豪などの拠点のインフラ強化を内容とすると見られています。

(2) 「民主主義サミット」を開催

その1—五輪・パラリンピックの「ボイコット」表明

21年12月6日新疆ウイグル自治区でのウイグル族への人権侵害などを理由に、2月の北京の冬季五輪・パラリンピックを外交的に「ボイコット」として表明しました。

*21年12月7日これに対して中国は、「彼等は自身の利益のためにやっている」「彼等が来なくても全く影響を受けずに成功する」と反発しました。

その2—『民主主義サミット』を開催

21年12月9日～10日110カ国・地域を招待し「権威主義への防御」「民主主義と人権」等を掲げて『民主主義サミット』を開催しました。そこには、台湾も招きました。バイデン大統領は「民主主義や普遍的な人権は深刻な脅威にさらされている」として「互いに肩を抱き合い、民主主義を強化して専制主義を押し返し、人権保護への具体的な取組を共に行おう」と述べました。

しかし、民主主義の状況を研究しているV-Demから非民主的と批判されている国が招待されたり、友好国がはずされたり招待する基準も明確でないなど矛盾含みです。

それに対して中国は「世界を分断する」と反論、上記で述べた様に4日～5日にかけて、三種もの報告書を出し、中国の体制の優位さを宣伝すると共に、人種差別や国会乱入事件、国論の分断、アフガンからの撤退などをあげて米国の民主主義の問題を批判しました。

(3) アメリカの「4+1」の問題—「内戦」とまで言われる米国の分断状況

しかし、バイデン政権とアメリカは、中国問題以外にも国内外に多くの問題をかかえています。アフガンや中東問題は依然として解決していませんし、ロシアによるウクライナのNATO問題、イランの核開発、北朝鮮の核とミサイル開発問題が焦眉の問題になっています。しかし、展望は開けていません。

その上、国内の分断は「内戦」といわれるほど深刻化しています。コロナの拡大と対応、アフガンからの撤兵、インフレの拡大、目玉政策が党内の反対でデットロックに、人種差別と貧富の格差の拡大、2020年の大統領選挙でトランプ支持派は「盗まれた選挙」として国会に乱入しましたが、この動きは収束するどころかますます激しさと勢いを増しています。

IV 深刻な世界の自由と人権状況

1. 人権の保障は国際社会の最優先事項（『ウイーン宣言』）だが、実態は？

経済や軍事力による覇権争いと並んで深刻なのが自由と人権抑圧の問題です。20世紀の前半は、最大の人権侵害である植民地支配と戦争の時代でしたが、後半には植民地体制が崩壊し、100を超える主権国家が誕生しました。国際社会は大戦の原因には人権問題があると反省し、国連憲章で国連の目的に「人権と基本的自由の尊重」を掲げました。また「人権宣言」や『ウイーン宣言』など多くの人権擁護と発展のための国際的な条約、宣言、憲章等が出されています。

世界の殆どの国が独立し、更に冷戦も終結した世界の21世紀の最優先課題は、人権（生存権、法の下での平等、思想信条の自由、信教の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、選挙の権利など）です。

この後詳しく述べますが、21世紀を前にして、1993年に国連の世界人権会議に参加した171カ国の代表が参加して決めた『ウイーン宣言』では、「人権の促進と保障は国際社会における最優先事項」としています。

しかし、以下に述べますように世界の覇権争いを行っている米中での自由と人権状況は深刻です。また、今、軍部のクーデターで問題になっているミャンマーをはじめ、第二次大戦後、植民地から独立した国、発展途上国の中に独裁や専制など権威主義政権が跋扈し武力で人権を抑圧する国も少なくありません。V-Demの報告では、2019年の段階では、民主的な国が87カ国、非民主的な国が92カ国という極めて憂慮される状況です。

*V-Demとは、スイスの大学に本部を置く研究機関であり、選挙、自由、参加、熟議、平等の5つの基準で世界の民主主義の調査・研究を行い公表しています。

以下、今、世界の焦点になっている隣国の大国・中国を中心に、その実態を見てみたいと思います。

2. 米国と中国の人権問題

(1) 米国＝人種差別や分断が深刻化

「民主主義サミット」を開いた米国も、中国の指摘を待つまでもなく人権問題は深刻です。最大の人権侵害は侵略戦争ですが、米国は民族自決権を踏みにじりベトナム戦争やアフガン戦争などを展開し、その大国主義・覇権主義は、ベトナムに続きアフガンでも破綻しました。そして、今、軸足をアジアに移しています。

国内では「ブラック・ライブズ・マター運動」に象徴されるように人種差別、上位3人の資産が下位50%（約1億6千万人）の合計資産を超える（2017年「IPS」）等の貧富

の格差は深刻です。また、銃社会と人命軽視の状況も深刻です。2020年だけで米国は1万9千人が銃で殺されています。

特に、上に述べた人権や貧富の問題を軸に、アメリカにおける分断と二極対立は克服しがたいほど深刻化しています。大統領選挙後は、更に、命の問題であるバイデンのコロナ対策に対する反発（マスク、ワクチン接種等）と共に、「選挙が盗まれた」として国会に乱入した問題の是非、民主主義の根幹である選挙の投票制度（投票制限）の変更問題などで民主党支持者と（トランプの）共和党支持者の対立は激化しています。この分断状況は民主党の中でも深刻化し、バイデン大統領の目玉法案が可決出来なっています。

このアメリカの分断の状態は、「分断」と言う言葉では表現できないほど深刻で、「内戦」（シビル・ウォー）と言う論調や言葉が飛び交っています。

*2022年1月23日の「“内戦”突入の危機?・・・」と題するBS・TBS「報道1930」では、ワシントン・ポスト紙が昨年12月に「国防省が選挙（2024年の大統領選挙）後に起こり得る次の暴動やクーデターの企てを想定した軍事演習をおこなうべきだ」との3人の退役軍人の共同寄稿を掲載した紹介しています。

（2）中国全体＝自由と人権への抑圧と弾圧、民族浄化

中国ではどうでしょうか。中国では既に述べたように習近平主席を「核心」とし個人崇拜と権力の集中が進んでいます。小学校から大学院まで習主席の政治思想の学習が必修化になったことはその極致を示していると思います。この9月の新学期から「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」と題する教科書が配布されるようになりました。

習近平と中国共産党の専制支配、あらゆる面での自由と人権抑圧と弾圧等が深刻です。IT等を活用した徹底的な情報統制と行動管理、「密告制度」など超監視社会になっています。また、政治的自由・出版言論の自由は極度に制限され、当局の判断で逮捕・監禁と秘密裁判が横行しています。2015年には300人もの人権派弁護士が逮捕・拘束されたり、当局に不都合な人物が突然に公の場から姿を消す（アリババのCEO、テニス選手 etc.）など不可解な事件もおきています。

また、香港における中国版・治安維持法である「国家安全維持法（国安法）」による自由と民主主義、人権抑圧と弾圧は深刻化し、新疆ウイグル自治区をはじめ自治区では、民族自決権どころか「ジェノサイド」と言われる同化政策やテロ防止を理由にした弾圧等が問題になっています。

習主席は、めざしているものを「特色ある社会主義」と言っていますが、マルクス・エンゲルスが求めた「全ての

人間の自由で全面的な発展」が保障される社会、1917年のロシア革命の際にレーニンが出した「大小にかかわらず無条件に全ての民族に自決権を保障する（「平和和についての布告」）などに照らしても、社会主義・共産主義の神髄とは真逆の状況です。その状況と香港と新疆ウイグル自治区で見えます。

3. 香港＝「国安法」で自由も人権も弾圧

（1）「国安法」の前一政府批判の出版や大規模デモも可能。区議会議員選挙では圧勝

アヘン戦争で中国が敗北した1842年から1997年7月1日の中国への返還まで、香港は英国の植民地でした。英国から返還の際、2047年まで特別行政区として社会経済制度は「1国2制度」とし、「香港基本法制」に基づき、軍隊以外は資本主義経済、言論、報道、表現の自由等が基本的に認められました。

そのこともあり、天安門事件の時は香港立法議会は中国政府の武力行使に対して譴責を全会一致で出したり、2014年には普通選挙を求めた雨傘運動が大きく発展したりしました。そして、2019年6月に「逃亡犯条例」が提案された際には100万人デモも行われ撤回に追い込まれました。

国会に当たる立法会議員選挙の制度も、定数70議席のうち選挙区による直接選挙枠が半分の35議席ありました。また、残りの半分の業界別等選挙の枠35議席のうち5議席は直接選挙で民主的に選出される区議会議員の枠がありました。その為、立法議会では民主派議員も2016年の選挙では70議席のうち親中派は40議席、民主派等が30議席を占め活動が活発化しました。

更に、2019年11月25日の直接選挙による区議会議員選挙で民主派が大躍進しました。投票率71.2%（前回は47%）と高い中で、民主派は120議席から388議席に躍進。親中派は298議席から59議席に激減しました。

*総議席数は431議席から452議席に変更され、その他の当選者は18議席から5議席になりました。

（2）「国安法」（「香港国家安全維持法」）の内容—弾圧法そのもの

2003年、香港基本法23条に基づき、香港政府が「国安法」（「香港国家安全維持法」）を提案しました。しかし、50万人を超えるデモなど反対の声で撤回に追い込まれました。その後の香港の民主勢力の動向に危機感を持つと共に、「一帯一路」など国家計画遂行の必要性から、中国及び香港政府は、香港「国安法」を中国の全人代常務委員会で強行決定し、2020年6月30日に施行しました。

その1－「国安法」の特徴 中国版『治安維持法』とも言われています。「国安法」は香港の法律の上に君臨し、「国安法」の解釈権は全人代常務委員会にあり、香港の立法会は関与できません

その2－「国安法」の内容 ①国家分裂、②政権転覆、③テロ活動、④外国勢力と結託して国の安全危機を加える行為に適用されます。罰則の最高刑は終身刑。その行為の有無は中国政府の判断で行われ、中国当局の意向が反映される仕組みです。また、中国本土で裁判にかけることも可能です。

(3)「国安法」強行後、言論・出版、表現の自由の弾圧が加速、主な民主団体はほぼ解散

2020年9月に林鄭月娥行政長官が「香港には三権分立は存在しない」と発言しました。それに続き、教育局長は「行政権が三権を主導する」と明言しました。つまり、中国及び香港政府が「国安法」を手段にして全てを取り仕切る姿勢を示したものと思います。「国安法」の施行後、自由と人権の抑圧・弾圧は一気に強化されています。

その1－言論・出版、表現の自由 デモ、集会の禁止や抑圧と参加者の弾圧がむき出しになりました。マスコミでは唯一民主的論陣を張っていた新聞・「りんご日報」が昨年6月に解散におこまれ、主な幹部も逮捕されました。その後、ネットメディア「立場新聞」に続き1月2日「衆新聞」も廃刊を決めました。これで、民主的マスコミはほぼ壊滅しました。

その2－結社の自由 民主団体や幹部が徹底に弾圧され、主な民主団体はほぼ解散に追い込まれました。

*解散した主な団体は、民間人権陣線（大規模デモ主催団体）、香港教育專業人員協会（香港で一番歴史が古く、最大の教員組合）、香港職工会連盟（労働組合の連合組織）、中国人権派弁護士注目チーム（中国の人権派弁護士を支援）。

その3－教育の自由 「国安法」の学習が、学校や大学に義務付けられました。香港大学の一部の大学では早くも2021年10月から「国安法」の教育を必修化し、教室に監視カメラを設置して監視を行っています。また、2020年9月の立法会議員選挙をコロナを理由に延期し、2021年12月19日に行うことになりました。

(3)「国安法」強行後、選挙制度の大改悪で、立法会議員選挙で民主派議員はゼロに

2021年3月11日、中国全国人民代表大会（「全人代」）は、香港の選挙制度見直しの方針を決定し、これに基づき、2021年9月に選挙委員が選出され、同年12月に立法会議員選挙、2022年3月に行政長官選挙が行われます。

その1－改悪された選挙制度の主な内容

①資格審査委員を、行政長官が任命します。

②資格審査委員会が設置され、各候補が『愛国者かどうか』審査します。ただし、実際には「国安法」に基づき設置された「国家安全維持委員会」（「国安法」を執行する機関）が、事前に審査して不適格とみなした場合、資格審査委員会に意見書を提出するシステムになっています。審査の対象になる候補者は次の通りです。

・行政長官、立法会議員選挙の立候補者

・行政長官の選挙の投票権を持つ選挙委員の候補者

*選挙委員―商工、金融、労働など各種の等の各種の団体から選出します。定員は1500名（現行1200名）です。

③選挙の仕方について

・行政長官選挙…選挙委員会が選びます。過半数を獲得した人が当選です。

・立法会議員選挙…定数は60から90に増員されました。

40は選挙委員に割り当てられます。30を職能別選挙で選出します。残り20（これまで35）を選挙区ごとの直接選挙で選びます。

その2－民主派の立候補者は、事実上ゼロ

立法会議員の選挙が12月19日に行われます。その立候補が11月11日に締めきられました。定数90人に対して154人が立候補することになりました。しかし、「愛国者かどうか」を審査する仕組みにより主要な民主派政党からの立候補者はいません。

その結果、投票率は最低の30.2%、前回の約半数で史上最低。議席はほぼ親中派が独占しました。

4. 新疆ウイグル自治区＝差別、抑圧、ジェノサイド

(1) 独立運動と弾圧の歴史

現在の自治区の地域は、ウイグル帝国、モンゴル帝国の傘下にあったこともありました。清朝のころは現地の民族を中心に幾つかの政権が出来ましたが、清朝との戦いに破れ、1884年から漢民族が支配する「新疆省」になりました。清朝末期から漢民族の移住がはじまり、漢民族による差別、抑圧、同化政策が行われようになりました。

1911年に清朝が「辛亥革命」で倒れた後、中華民国の南京政府の配下になりましたが、実際には漢民族の軍閥が支配しました。その後、1933年の蜂起で共和国ができました

が、ソ連の介入、軍閥により弾圧されました。

1944年12日、グルジャで「東トルキスタン共和国」が独立宣言を行い勢力を広げましたが、1945年2月のヤルタ会談で、ソ連と国民政府が「外蒙古の独立」と引き換えに、中国の満州の権益と中国による東トルキスタンの事実上の支配を認める等の密約が結ばれました。

1949年12月、中国共産党の人民解放軍により「解放」され、中華人民共和国の支配下に入ることになり、1955年に「新疆ウイグル自治区」が設立されました。

(2) 中国版「屯田兵」とジェノサイドの声も

新疆ウイグル自治区では、しばしば騒乱が起きましたが、2009年の「ウイグル騒乱」事件は、ウイグル族等の少数民族等への差別や弾圧、同化政策などを顕在化させました。

*2009年6月、新疆ウイグル自治区のウルムチで、漢民族の襲撃によりウイグル人労働者が死亡したことへの刑事処分が曖昧だとして、大規模な抗議行動が起きました。死者192名、負傷者1721名とされています。漢民族との経済的格差と差別、文化や宗教的権利の抑圧などが背景にあるとされています。(上記の死傷者数は、新華社通信が騒乱での漢人とウイグル人に死傷者として発表したものです。しかし、国際的な調査は行われておらず騒乱に至る経過も含め真相は解明されていないと思います)

2019年11月、ニューヨーク・タイムズが新疆ウイグル自治区でテロ対策を名目にしたウイグル族弾圧を詳細に記した400頁にのぼる中国政府の内部文書をリークしました。また、国際調査報道ジャーナリスト連合(ICIJ)も、同じような内部文書を公表しました。「職業教育訓練センター」と称する強制収容所の様子を中心に人権侵害の実態が明らかにされました。また、習主席のイスラム過激主義には「痛みを伴う積極的な治療が必要」との発言も記載されていました。

これ等のことをはじめ、脱走者や弾圧体験者の証言、人工衛星での監視、ネットの普及、人権民間団体の秘密裏の調査等により「ジェノサイド」ともいえる下記のような実態が明らかになってきています。

- ・言語(ウイグル語を使わせない)、文化、宗教の迫害
- ・ウイグル族の人口抑制(不妊手術の強制など)、中国流「屯田兵」と言われる漢民族に移住と逆のウイグル族を他所の地へ移す政策
- ・強制労働*最近では綿花作業の強制労働が問題化しています
- ・自由と民主主義の抑圧—集団拘束や「強制施設」への監禁、拷問、思想教育

また、2021年6月10日に、アムネスティが新疆ウイグル

自治区での多数の拘禁者からの聞き取り調査の内容(55人からの聞き取り160頁の報告書)を公表し、「大多数がイスラム教徒である民族の人達は、国家による大量投獄、拷問、迫害を受けており、これは人道に対する罪である」と断罪しました。

(3) バイデン政権と米国会の対応

2021年12月6日、バイデン政権は、新疆ウイグル自治区の人権侵害を主な理由に五輪・パラリンピックの外交的ボイコットを決定しました。また、8日には「ウイグル強制労働防止法案」を下院の超党派で可決し、中国からの輸入には強制労働によるものでないとの証明を義務付けました。さらに同日、下院では、ウイグル族への対応が「ジェノサイド(大量虐殺)」「人道への罪」であるとの決議を可決させました。

4. ミャンマー=軍部がクーデターで政府を転覆、武力で熾烈な弾圧

(1) 粘り強く軍政と戦い民主化(「NLD」政権)へ

1948年にビルマ連邦共和国として英国から独立し、1962年の軍事クーデター後、ビルマ社会主義計画党のネ・ウインの独裁政権が続きました。1988年3月から大規模な民主化運動が起き、7月にネ・ウインの独裁政権は退陣しました。8月には民主勢力による50万人の大集会も開かれ、英国から帰国したアウンサンスーチー氏も演説をしました。

これに危機感をもった軍部は、9月18日に軍事政権が軍事クーデターを起こし、そのクーデター直後の9月27日にアウンサンスーチー氏が率いる民族民主連盟(NLD)が設立されました。しかし、軍部は熾烈な武力による弾圧を行い、国名もミャンマーに変えました。

その後も粘り強い民主化運動が続き、国際世論もあり、2011年から軍政から民政に移管されることになりました。2015年の総選挙ではNLDが勝利し政権の座につき、ロヒンギャ問題ではその対応に対して国際的に批判がありますが、全体としては民主化が進みつつあり各国の経済進出もはじまりました。

(2) 軍事クーデターと熾烈な弾圧、様々な方法で軍政と闘う

2020年の11月の総選挙では、議席の83%を獲得するなどNLDが圧勝しました。しかし、国軍は選挙に「不正」がありそれに適切に対応してないとして、2021年2月1日に軍事クーデターを起こして政権を倒しました。

同時に、アウンサンスーチー氏をはじめ政府やNLDの幹部、そして主な民主派活動家等を逮捕しました。軍部は戒厳令をひき、「国家評議会」をつくり政治の実権を握ると共

に、抗議する国民を武力で弾圧しています。国民はコロナと軍政の二重苦のもとで貧困層が急増し、2022年初頭には人口の過半数が貧困ライン以下で生活するようになっていわれています。

★3月31日 それに対してNLDの議員らがつくる「連邦議会代表委員会」は、国軍に特権を与えている現行の憲法を廃止し、軍事独裁に反対する勢力や少数民族勢力を結集し民主連邦政府をつくるとした「連邦民主憲法」を発表しました。そして、4月16日に「国民統一政府」(NUG)を発足させました。

★4月24日 ASEAN首脳会議でミャンマー問題に関する「5項目の合意」を発表しました。

★9月7日 「国民統一政府」は、不服従運動(CDM)や抗議デモなど平和的な方法で軍政に対抗してきましたが、国軍がこれに対し武力で激しく弾圧している状況を踏まえ、武力闘争を宣言し全市民に蜂起を呼びかけました。

*NUGは、武装組織「国民防衛隊(PDF)」を結成しました。

★12月7日 密室裁判の中でアウンサンスーチー氏に対し禁固4年(その後、恩赦で禁固2年)の判決が下されました。

★12月10日軍政を認めない国民の意志を示す「沈黙のストライキ」が行われました。

★1月10日 アウンサンスーチー氏へ再び禁固4年の判決。氏は10以上の罪状で起訴されています。全て有罪の場合、合算すると100年をこそ禁固刑になると言われています。

★1月7日 2022年のASEANの議長であるカンボジアのフン・セン首相が、ミャンマーを訪問し、国軍の総司令官と会談。総司令官は、少数民族武装勢力との和解促進は表明したが、民主派の動きには言及しなかった。

フン・セン首相は、少数民族勢力を対処とした軍政の「停戦宣言」を「5項目合意」の具体化と評価し、軍政代表のASEAN首脳会議への参加を認める意向と見られました。

*この訪問と会談については、ミャンマーの民主派やASEANの首脳達からも「軍政を助ける」「国軍統治の正当化」との批判と危惧の声が出されていました。

★1月26日7日の会談に対してのミャンマーの国民やASEAN首脳、国際世論の批判を受けて、フン・セン首相は、再度、ミャンマーの国軍総司令官とオンライン会談をしました。そして、軍政の市民への攻撃に継続、民主派は排除などの問題点を指摘し、「5項目合意」に進展がないと伝達しました。そして「『五項目合意』に積極的進展があれば、ASEAN首脳会議に国軍総司令官を招くが、なければ非政治レベルの代表を派遣すべきだ」との立場を表明しました。これまでの立場を事実上修正したと見られています。

(3) クーデターから1年、国軍の弾圧下で抵抗運動が続く

2月1日で、クーデター1年になります。国軍は弾圧を続け、現地人権団体の調べでは1月末までに銃撃や拷問で殺された市民は約1500名、逮捕者は累計で約1万2千人になります。また、軍部は武力での弾圧を続けながら、暗黒の裁判で政府やNLDの幹部に対し厳しい判決を下しています。

国軍は、軍政を既成事実化し、2023年8月までにNLDを解散させ、国軍に有利な選挙制度での選挙を実施する企みをもっています。しかし、国民と国際社会から拒否されています。また、国民を顧みない軍政と混乱の中で経済がひっ迫し、市民の生活は悪化のいっぽうです。

50年に至る過去の長い軍政の下で、1988年と2007年に民主化を求めて大規模な運動が起きましたが、当時は軍の弾圧により短期間に抑え込まれました。しかし、今回は1年が経過した現在、国民統一政府(NUG)のもと、国軍への抵抗と民主化を求める闘いが続いています。また、先進諸国の大企業も軍の資金源になっている企業から手を引き出しています。2月1日の動きについて紹介します。

★ミャンマーの国民統一政府と市民等が、仕事を休み外出を控えて抗議の意思を示す「沈黙のストライキ」を行いました。

★国軍のミンアウンフライ総司令官は、クーデターに抗議する人々を「テロリスト」と非難し、弾圧を続ける意思を表明しました。

★国連事務局長が、国軍に対して人道支援を許し市民の切実な要求に応えるように求めました。

★アメリカのバイデン大統領は、国軍の暴挙を非難するとの声明を発表し、軍政に関わる7人の個人と2団体を制裁リストに加えしました。

★EUなどがASEANの『五項目合意』への支持を表明しました。

★日本政府は新規のODAは中止していますがそれ以外は依然として継続をしていること、防衛大学校に幹部候補生としてミャンマーから8人(うち2人はクーデター後)の生徒を受け入れていること、自衛隊で2人を訓練していること、更に、国軍への対応を笹川平和財団や元官房副長官の渡辺秀央ミャンマー協会会長に実質上委ねていること等へ批判が出ています。

5. 世界的に権威主義政権が増加、「内政不干渉」主義を口実に居直り

自由や人権を抑制し弾圧等をしている国は上記だけではありません。先のV-Demの報告のように、非民主的と思われる国が、民主的と思われる国を上回っていると言う状況です。そのことの例として、

その1—国安法 20年6月30日国連人権理事会での香港「国安法」に対する採決では、「国安法」に反対は27カ国、賛成53カ国でした。

その2—新疆ウイグル 21年10月21日新疆ウイグル族への組織的人権侵害に懸念を表明し、国連人権高等弁務官による現地訪問を中国に求める決議に対しては、賛成43カ国、反対は62カ国でした。

深刻なのは、非同盟諸国首脳会議にも参加している発展途上国が多く含まれていることです。その原因は、様々です。植民地時代の宗主国の思惑からの王政を存続、貧困からの脱却や開発を理由にした開発独裁、権力にしがみついたための手段など様々です。また、米中の覇権争いでの困り込みをするために、それらの国の状況を容認し、忌避するどころか協力関係を深めたり援助までしている例も少なくありません。そのことが権威主義を助長していると思われる。

権威主義を守るために共通しているのは、批判者への直接の弾圧だけでなく、情報を統制し真実を知らせないこと、交互に情報を交換させないこと、選挙制度を政権に都合の良いものにし、特に有力な反対者や勢力の立候補を制限すること等があります。

更に問題なのは、人権弾圧などへの批判を封じる口実として「内政不干涉」主義を持ちだしていることです。後述しますが、「内政不干涉」主義で守られている独立とか国家の存在意義は、国民の基本的な人権が守られ人間らしく生きて暮らせるためのものです。基本的な人権を踏みにじる権威主義を守るために「内政不干涉」主義を口実にするのは、まさしく本末転倒の論理でしょう。

「国安法」に賛成したり、新疆ウイグル族への人権侵害決議に反対した主な理由は、「内政問題だ」「他国が人権を口実に干渉するのは反対」だということです。また、国連の人権高等弁務官が新疆ウイグル自治区を訪問して制限なく自由に真相究明をすることも「内政不干涉」を理由に許さないというのです。これに対し、人権高等弁務官の設置は中国も認めている『ウイーン条約』によるものであり、調査を認めるべきとの声が挙がっています。

V 非同盟運動の理念と運動でこそ展望が

1. 非同盟運動の理念=いかなる大国にも与せず、道標は国連憲章とバンドン宣言

非同盟運動の源流はネルー、ナセル、チトーの外交とされています。そして、一般には1961年9月1日に開催された第1回非同盟諸国首脳会議が出発点とされています。

その理念は、「これまでいかなる大国ブロックとも同盟をしたことがない国が、大国ブロックとの同盟に反対していると自身で考えている国のグループ」とし、その道標(a significant milestone)は、国連憲章とバンドン会議の宣言(10原則)です。この憲章と宣言の神髄は、平和共存、民族自決権、人権の擁護と発展です。

この真髄こそ、非同盟運動の21世紀の進むべき道と確信しています。

2. 国連や国際社会で影響力を拡大

米中の二大大国の覇権争いをはじめとして戦争の危機や人権抑圧を解決するためには、大国に与せず、核兵器や戦争を無くし平和共存・対等平等での協力という国際秩序や基本的人権の擁護と発展に尽くす非同盟運動の理念を広め、その運動を強化することだと思います。

また、先に述べたような権威主義の問題や運動での紆余曲折がありながらも、非同盟運動は全体としてはベトナム戦争やアフガン戦争等に反対し、南米のアパルトヘイト廃止に尽力し、核兵器廃絶の取り組みをリードしています。そのようにして、国連や国際社会での影響力が拡大して来ています。

3. 展望示す非同盟諸国首脳会議の二つの決議(宣言)

私はこの間、2012年と2016年の2回、非同盟諸国首脳会議にオブザーバーとして参加する機会を得て、非同盟運動の息吹を感じて来ました。

2012年にイランで開催された第16回非同盟諸国首脳会議では、『テヘラン宣言』において、非同盟運動に確信を持ち核兵器廃絶等の運動を促進すること、拒否権を持つ国連安保理常任理事国(米国、英国、仏、露、中国)やG7等が主導する機構は時代遅れであり、加盟国全体の意思(国連総会)が決定権を持つこと、つまり、193の加盟国全体が主人公である国連をつくることを宣言しました。

2016年にベネズエラで開催された第17回非同盟諸国首脳会議の『マルガリータ宣言』では、非同盟運動の柱である「民族自決権」と「人権の擁護と発展」に関して画期的な見解が示されました。

『マルガリータ宣言』は、「民族自決権」は全ての人民の不可侵の権利であることを強調した上で、「他国の占領又は

植民地支配もしくは外国の支配の状況の根絶」と「人権及び基本的自由の普遍的尊重の確保」のためには、「自決権の行使は有効かつ不可欠である」と宣言しています。

人民の自決権（民族自決権）については、これまでは主に国の独立と国家の主権の確保の観点から論じられてきましたが、「人権と基本的自由の確保に有効で不可欠」との見解を鮮明に示したことは、「民族自決権」のもう一つの役割を指摘したことになり画期的な宣言です。また、人権については『ウイーン宣言』を指針にする事も記述されました。

これ等は焦眉の問題である大国主義・覇権主義を排して平和共存を実現すること、人権問題を解決し基本的人権を守るという非同盟運動にとって大きな指針になると確信しました。

4. 人権に対する積極的な方針と財産がある

また、2012年の非同盟諸国首脳会議では、大国主導ではなく全ての国が対等平等である国際秩序の建設を目指すことを決めました。2016年の首脳会議では、「人権の促進と保護が国際社会における最優先事項である」とし、「人権及び基本的自由の促進及び保護は、その政治的、経済的及び文化的制度の如何に関わらず、国家の義務である」とする『ウイーン宣言』を指針に、人権の擁護・発展に尽くす等の宣言を出しました。

(1) 人権抑圧と蹂躪が内戦や国際紛争の原因になる

二つの世界大戦を経験した国際社会は、人権の大切さの認識や保障が各国でバラバラなことが内戦や国際紛争の原因になること、特にファシズムと軍国主義による人権抑圧と蹂躪が平和を破壊し第二次大戦に結び付き、5千万人以上の犠牲と国土の破壊を招いたことを身を持って学び反省しました。その反省が国際的な人権意識の高まりや、植民地主義に対する批判や闘いと相まって、「民族自決権」と「人権保障」の大義を掲げて植民地からの解放と国づくりを進めることになりました。

(2) 人権に関する憲章や条約等で、人権は普遍的で国際社会の最優先事項と明示

ロシア革命においてレーニンが提唱した「民族自決権」をよりどころに、第二次大戦後に独立運動が澎湃としておこり、1960年には「植民地独立付与宣言」もつくられました。その中で、植民地主義は崩壊し100を超える国が独立し世界の構造に大きな変化を起こしました。

また、国連憲章、世界人権宣言をはじめとして人権の擁護と発展のために多くの条約、憲章、宣言等が次々につくられ発展しています。特に、21世紀を前にした1993年に

171カ国の代表が参加し国連人権会議で採択され国連総会でも確認された『ウイーン宣言』の前文では、「人権の促進と保障は国際社会における優先事項」と謳い、第1項で「これらの権利及び自由の普遍的な性格は疑う事ができない」と人権の内容は世界共通であることと「人権分野における国際協力の強化」を、第5項で「政治的、経済的、文化的体制の如何に拘わらず、全ての人権と基本的自由の促進・保護は国家の義務」と定めています。

(3) 「内政不干涉」は国家主権と人権を守るためのもの。人権抑圧を正当化できない

自由と人権意識の高まりで、人権を抑圧している中国やミャンマーをはじめとした権威主義国家に対する批判と改善要求が国際的に高まっています。それに対して中国等は、批判や改善要求は「内政干渉」だと反論し、国際世論に耳を貸さない状況です。

それらの国はおしなべて「内政不干涉」主義を主に二つの場面に利用しています。

①国内で行っている人権抑圧など都合が悪い事への国際的な批判や改善要求に対して、説明もできないし理解を得ることもできないので、「内政干渉」だとの一言で斬り捨てる便法として使っている。

②国民への人権抑圧等をしている政府と友好関係を結んだり援助をすることは憚れますし、むしろ、批判し改善を求めるのが道理です。しかし、相手の政府が国民に対して何をしようが、自分の国の利益のために関係や影響力を広げたい時、国内実情を云々することは「内政不干涉」主義の原則に反するので云々したり問わないとして、関係強化や影響力拡大の口実に使っている。

そもそも「内政不干涉」主義は「民族自決権」と表裏一体のもので、基本的人権が守られ人間的に生きるためには独立した主権国家の下に生きることが必須です。その独立を、大国などの干渉を許さずに達成できることを保障した原則です。

もう一つは独立した後、大国等が不当な圧力をかけて自国に都合の良い状態—植民地状態、隷属・従属（いいなり）状態、目下の協力者など—に置こうとすることを許さないためのものです。つまり、他国の思惑からの不当な干渉でその国の思惑通りにさせず、独立した主権国家として対等平等の関係で、基本的人権が守られて安心して人間的に生きられるための国際的な原則なのです。それを国内の人権抑圧の口実に使うなどは本末転倒です。

ある国で人権が抑圧されたり弾圧されていることを批判し改善を要求するなど関与することは、「内政干渉」でないことは、上記の説明のように『ウイーン宣言』などで明確

です。そのために国連には人権高等弁務官制度があり、人権の状況調査や勧告、援助などを行う仕組みもあります。

ゆえにこれまでも国連や国際社会は、南アフリカのアパルトヘイトやイスラエルのパレスチナへの侵略などを強く批判し是正を求めて来ました。日本 AALA もこれに呼応し、例えば南アフリカのアパルトヘイト問題では南ア政府への支援を止めることを日本政府に要求するなど、様々な運動を行ってきました。

5. 平和共存へ東南アジア諸国連合 (ASEAN) の運動と話し合いの枠組み

平和への努力も進められています。その中でも東南アジア諸国連合 (ASEAN) が掲げる「東南アジア友好協力条約 (TAC)」は国連憲章やバンドン宣言の精神を体現していると共に、日本国憲法の内容とも多くの点で共通しています。

また、ASEAN が主導して米国、中国、ロシアをはじめ多くの国を包含した重層的な政治・経済の平和と繁栄をめざした国際機関を設けていますが、その参加国には「TAC」を遵守することを約束させています。少し詳しく、見てみましょう。

(1) 過去に学び、大きな違いを話し合いで克服し共同体に発展

東南アジア諸国は、植民地支配、毛沢東の干渉、アメリカのベトナム戦争など大国に翻弄された苦い経験を繰り返さないために、大国の干渉を排除し、域内の平和と安定の実現と経済・文化の発展を期して創設されました。更に、それぞれの国の古来からの歴史、国の広さや人口が大きく異なり、言語や宗教・文化も違います。また、植民地時代の宗主国も違い第二次大戦後はベトナム戦争では敵味方になって戦ったことなどから来る困難さを克服するために、多様性と統一や内政不干渉を基本に重層的な組織をつくり年間1000回に上る粘り強い話し合いを基本に運営をして来ました。そして、1967年の5か国で発足したASEANは、2015年に10か国によるASEAN共同体へと発展させました。

(2) 紛争を話し合いで解決する東南アジア友好協力条約 (TAC) の存在

ASEAN の最大の特徴は、1976年につくられた武力行使と武力による威嚇の無条件の放棄を掲げる「東南アジア友好協力条約 (TAC)」でしょう。前文では、国連憲章とバンドン宣言を基本にすることが謳われています。また、EU と異なり、対応する軍事同盟は持っていません。

(3) 『東アジアに平和の共同体』の展望を開く東アジア首脳会議 (EAS)

次の特徴は、域内だけでなく、東アジア全体の平和と安定を促進するために重層的な枠組みをつくって動かしていることです。これは資料を見て下さい。

しかも、これ等の組織に加盟するには TAC を認めることが条件です。従って、米・ロ・中を含めて30カ国は、ASEAN に対しては、TAC の内容を守る義務を負っています。

日本 AALA は、その EAS を土台に、『東アジアに平和の共同体』をつくることを呼びかけています。これが出来れば、当然のことですが、参加国間ではいかなる武力行使や武力による威嚇も出来ないこととなります。

(4) 大国の介入や揺さぶりに対して主体性堅持に努力

経済的にも ASEAN の世紀と言われ、このような大きな政治的影響力を持つだけに、覇権争いをする大国からゆさぶりや取り込みが陰に陽に行われています。しかし、上述のミャンマー問題をはじめ、紆余曲折をへながらも団結を保ち基本的には主体的外交を展開しています。

その1ーインド太平洋問題 焦点になっているインド太平洋問題では、アメリカの同盟国などによる軍事的・経済的な中国包囲網でなく、インド太平洋を対抗でなく協力の地域にし将来は TAC を展開することを内容とする ASEAN インド太平洋構想 (AOIP) の原則と計画に従った ASEAN との協力を要求しています。そして、昨年10月のEASの議長声明では、TAC と AOIP の重要性認める文言が盛り込まれました。また、アメリカ、イギリス、オーストラリアの原子力潜水艦配備などの軍事協力の枠組み「AUKUS」に対して軍拡競争の懸念を示す国も出ています。

その2ー南シナ海問題 中国の南シナ海における9段線など一方的領有問題、埋め立てや軍事基地の建設、マレーシアの資源開発やフィリピンの漁業など海洋活動への妨害などに各国は抗議や懸念を表明しています。また、南シナ海問題の国際法も基づく平和的解決の為の法的拘束力を持つ「南シナ海行動規範 (COC)」の策定に努力をしています。

なお、この海洋問題では、様々なゆさぶりや介入がある中でも、2016年の非同盟諸国首脳会議ではASEAN全体として毅然とした態度を表明し団結と主体性を堅持しました。この会議の最終文書(まとめ)の449項目・南シナ海問題について、ASEANは中国の国際法違反の状況を反映させること、この海域の非軍事化と平和・安定・信頼・信用を削ぐ行為の自制を求めること等を強調するように要求しました。しかし、これが(外部の介入で)拒否されました。ASEANの全10カ国は、この項目の内容は認められないとして保留の態度を会議へ文書で示しました。

6. 紆余曲折を経ながらも、道理と世界の世論が、固い扉を揺り動かしている

(1) 中国が国連弁務官の受け入れ表明—課題は、監視や制限なしの自由な調査

これらの世界の世論に押された中国は、今年の1月28日、国連人権高等弁務官の新疆ウイグル自治区の訪問を歓迎すると報道しました。ただ、「訪問の目的は双方の交流と協力である」として、人権問題の調査ではないことを強調しています。これに対して、高等弁務官は現在協議中とし、「こうした訪問は、監視されない状態で社会の幅広い関係者や場所に接触できる、意味深いものであることが大切だと」述べました。つまり、国際世論へのアライブづくりではなく、真相解明のためには、監視や制限がなく自由にどこにでも入り込みが出来る、市民と自由に接触し聞き取りなどが出来ることが求められています。

(2) ミャンマー問題に、動揺を乗り越え ASEAN の『五項目合意』が支持を広げている

ミャンマーの軍政を支持している中国は、昨年、ASEAN 首脳会議にミャンマー国軍の総司令官を出席させるように ASEAN に働きかけました。これに対して、ASEAN は、多様性の中の統一、民主主義の擁護、内政不干渉を原則にして来ました。しかし、10月26日のASEAN 首脳会議(2021年の議長はブルネイ)声明で、ミャンマーの軍政については「内政不干渉の原則を尊重しつつ、法の支配や民主主義を順守し、両立させていく」とし、内政不干渉の形式的な適用とは一線を画す(赤旗)考えを示しました。そして、インドネシア外相は「不干渉原則の尊重は重要だが、一方で民主主義、良き統治、人権尊重、立憲政府等の原則を擁護するのも私達の義務だ」「民主主義を回復するまで、政治レベルの代表は参加させるべきでない」などを理由にして、ASEAN は、現状では中国の働きかけを拒否しました。

しかし、今年(2022年)の議長国であるカンボジアのフン・セン首相は、昨年12月7日にミャンマー軍政の外相を招待、首相自ら2022年1月7日に国軍の招請を受けて訪問しました。目的はミャンマー(軍政)のASEAN 首脳会議への復帰を目指した動きと見られ批判が出されました、これに対しては、カンボジア首相は「権力の座にある者と協力せず、誰と協力するのか」と、国道の開通式で、中国大使の前で演説(12月9日、朝日新聞ネット)をし、事実上、国軍の権力の座を認めました。

カンボジア首相はミャンマーのミンアウンフライン国軍総司令官と会談し、共同声明をだしました。そこでは NLD など民主勢力がつくる「国民統一政府」(NUG)には全く言及せず、軍政の思惑から出した少数民族武装勢力に対す

る一方的停戦合意を評価し、軍の総司令官が ASEAN 首脳会議に出席できる条件が出来たような態度をしめました。

これに対し、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシアなどから不快感や批判が出されました。

その結果、1月26日、カンボジア首相は、ミャンマーの国軍総司令官と再度オンラインで会談をして、反軍政勢力に対し軍政の攻撃が続いていること、対話から民主派を排除していることは問題だと指摘、「ASEAN が求めている『5項目合意』に積極的進展があれば、ASEAN 首脳会議に国軍総司令官を招くが、なければ非政治レベルの代表を派遣すべき」との立場を表明し、現状での国軍総司令官の ASEAN 首脳会議への参加についての態度を修正しました。

また、1月31日、英米や EU などが ASEAN の『五項目合意』を支持し、軍政に対して合意の迅速な全面実施に協力するように求めました。

*ASEAN のミャンマー軍政に関する「5項目合意」の要旨
①暴力行為の即時停止、②平和的解決のための関係者間での建設的な対話の開始、③ASEAN の特使が対話プロセスの仲介を行う、④人道的支援、⑤ASEAN の特使はミャンマーを訪問し全ての関係者と面談を行う

VI 21世紀は平和共存と人権確立の世紀

憲法9条を活かし、平和共存、人権が花咲く世界を

これまで大国主義・覇権主義による戦争の危機や権威主義による自由と人権の抑圧と弾圧の状況について述べましたが、これ等のことは他人ごとではなく私達の問題であり日本のあり方とも密接不可分です。そして、この危機的状況を打開する展望や国際的な動きについても述べました。内外の平和・民主勢力の頑張りや歴史の進歩に確信を持ち、共に連帯して出来ることから着手し、21世紀を平和共存、人権が花咲く世紀にしましょう。

その為に、次のことをしましょう。

1. 内外で基本的人権擁護の声を挙げ、是正要求と支援活動の推進を

日本 AALA はアパルヘイ反対運動の輝かしい実績があります。人権抑圧・弾圧に対して人権は普遍的で国際問題との認識に基づき、あらゆる機会を利用して国際的なルールに基づき批判と是正の声を届けましょう。また、制限がなく自由で効果的な調査の実施を要求しましょう。これは国家間の真の友好関係を深める国際連帯運動です。

2月1日に、国会で「新疆ウイグル自治区や香港における人権問題に懸念を示す決議を採択しました。私達は引き続き、日本政府と国会に対して、これ等の人権問題は中国政府による深刻な人権侵害であることを明らかにして非難を

すること、国際法に基づく冷静な外交批判によって人権侵害の是正を働きかけることを求めます。また、日本国内での基本的な人権や「ジェンダー平等」の促進と共に、人権抑圧・弾圧が問題になっている国に対しては次のような措置をとるように要求をしましょう。

①国際的ルールに基づき、事実に基づく批判と共に速やかに是正をするように働きかけをすること。

②国連人権高等弁務官や国際組織による必要で効果的調査の受け入れるように求めること。

③状況によっては、ODA の中止や経済的な措置をとること

④抑圧を受けている人々の亡命受け入れや人道的支援を行うこと

⑤人権問題を軍事力増強や排外主義を煽ることに利用しないこと

2. 『国際署名』を広げ『東アジアの平和の共同体』の意義を訴え機運の醸成を

安倍元首相は、「台湾有事」の時は、集団的自衛権の発動をすることになると示唆しました。自民党等は憲法9条を変えてどこでもいつでもアメリカの戦争に参加する国にしようとし、岸田首相は「敵基地攻撃」を含めた安全保障の検討を明言しています。このことは、日本の若者を戦場に送り血を流させることを意味していますし、米議会に報告されているように核戦争に日本が巻き込まれることとなります。

台湾問題に限らず国際紛争に対して軍事には軍事で対応すること、ことに「敵基地攻撃」はその抑止効果が期待できいどころか、核兵器による全面的反撃を呼びこむことになり、第3次世界大戦の引き金になりかねません。日本政府のこれらの企みを許さないことは大きな平和の国際連帯運動です。

国際紛争は国際法と国際秩序に基づき話し合いでこそ解決の展望が開けます。私達が提唱している「東アジア平和の共同体」構想は、その具体的な対案になると確信しています。

3. 憲法を守ることは大切な国際連帯運動—9条守れと『国際署名』の推進を

国連憲章とバンドン宣言の理念と精神は、民族自決権、平和共存、人権尊重であると述べて来ました。その理念と精神が日本国憲法には盛り込まれています。まずは、憲法を活かす努力をしましょう。

しかし、今、その日本国憲法を改悪しようとする動きが活発になっています。また、沖縄の辺野古の米軍基地問題も新たな段階に入っています。世界の平和・民主勢力がそ

の成行きに大きな関心を示しています。日本国憲法、なかんずく9条を守ること、沖縄に米軍の侵略基地を造らせないことは、焦眉の大切な国際連帯の運動です。

『東アジアに平和の共同体をつくる』運動と「国際署名」の推進と共に、憲法9条を守る運動を進めましょう。